

日本スポーツ振興センター法改正案の撤回に関する意見書（案）

新国立競技場の整備費について、平成28年2月、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正案が国会に提出された。その内容は、平成27年12月の国と東京都による合意を超えた負担を東京都に押し付けるものとなっている。

第一に、改正案は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が所有する競技施設について都道府県の負担を定める形式を取っているが、JSC所有の競技施設は全て都内にあり、実質的には都のみに負担を義務付けるものとなっている。このような法案を一方的に国会に提出することは、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定について、住民投票による過半数の同意を得ることを義務付ける憲法第95条の趣旨に反している。

第二に、改正案は、新規の建設だけでなく、施設の改修なども都道府県負担の対象とし、対象施設も新国立競技場に限定していない。つまり、新国立競技場の観客席を2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後に8万席に増設する改修費や、JSCが所有する秩父宮ラグビー場などの改築費も都の財政負担の対象となり得るものであり、合意した内容を超えている。

第三に、改正案は、都道府県の負担割合について「3分の1以内」と定め、「4分の1」とした合意内容を超えるものとなっている。しかも、都道府県の財政負担についてJSCとの協議が成立しないときは、文部科学大臣が裁定するとしており、国の裁量により負担を強制することができるようになっていることも重大な問題である。

このように、都に一方的な不利益をもたらす法改正を認めることはできない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の改正案を直ちに撤回するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。